

日向市人事行政の運営等の状況の公表について

日向市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、以下の事項を報告します。

令和3年9月30日

日向市長 十屋 幸平

第1 人事行政の運営の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況・職員数

令和2年4月1日職員数	583名
令和2年4月1日採用者	23名
令和2年度中途採用者	0名
令和2年度中退職者	26名

※給与・定員管理等の資料として文末に別添有

(2) 障がいがある職員の任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年6月1日時点で障がいがある職員の任免に関する状況を報告することとなっています。

この報告では、対象となる職員の範囲について、期間の定めなく任用されている職員のほか、任期を定めて任用される非常勤職員等を含めます。また、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の職員については、人数のカウント方法が1人をもって0.5人とカウントされます。

上記の方法に基づいて、令和2年6月1日時点の障害者任免状況については以下のとおりです。

(ア)算定の基礎となる職員数	688人
(イ)障がいがある職員数	15人
(ウ)実雇用率	2.18%
(エ)法定雇用率(2.5%)を達成するために採用しなければならない職員数	2人

令和2年度の実雇用率は、法定雇用率を満たすことはできませんでした。

令和2年度中に、法定雇用率達成に向けて率先して障害者の雇いを推進するために、令和3年4月1日付新規採用職員試験の試験区分に、一般事務職で障害者枠を設けたほか、令和3年度から新たに始まった会計年度任用職員制度の職員募集において、障害者手帳を所持する応募者の任用に取り組んだ結果、令和3年度(令和3年6月1日現在)は法定雇用率を達成することができました。

2. 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の目的

職員一人ひとりの能力を高め、組織力を強化することを目的として、平成28年度から人事評価制度を導入しています。

人事評価により、職員が自身の強みや弱みに気づき、自発的な能力開発に取り組むための機会を提供します。

(2) 人事評価の評価期間

評価期間は、能力評価・業績評価ともに、4月1日から翌年3月31日までです。

(3) 人事評価の実施方法

人事評価は、『能力評価』と『業績評価』の2種類を実施します。

職責によって求められる能力等が異なるため、職位ごとに能力評価の基準が異なります。

評価の種類	評価の内容
能力評価	評価期間において、職員（被評価者）がその職務を遂行する過程で発揮した能力・意欲等の行動状況を評価します。
業績評価	評価期間中に、職務・職責上で要請される目標や成果に関する達成について、結果の状況や度合を評価します。

(4) 対象者

人事評価の対象者は、一般職すべての職員です

(5) 評価結果の活用

評価結果は、職員の人事管理の基礎的データとして活用していきます。

3. 職員の給与の状況

職員（市長、市議会議員等の特別職を除く。以下同じ。）の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業従事者の給与などを考慮して定めることとされており、人事院勧告などを基に、県や他の地方公共団体との均衡も考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

※給与・定員管理等の資料として文末に別添有

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員の間には権衡を失ないように考慮して、条例等で定めています。

一般的な職員の勤務時間は次のとおりです。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時間30分	17時間15分	12時から13時

5. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追究する処分をいいます。

(1) 分限処分の状況（令和2年度）

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号					0	
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第28条第2項第1号			34		34	

職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号					0	
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号					0	
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項					0	
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者							
合 計		0	0	34	0	34	0

- ・同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
- ・休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分の状況（令和 2 年度）

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号					0
職務上の義務に違反した又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号					0
合 計		1	0	0	0	1

6. 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、職務上の制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、さらに制度の趣旨を徹底させるため、公務員倫理に関する研修を実施するほか、適宜機会をとらえて必要な指導徹底の通知を行い、適切な処理を行っています。

なお、公益通報制度による内部通報の件数は 0 件でした。

7. 職員の研修の状況

日向市人財育成基本方針に基づき職員研修を実施することにより、広い視野と豊かな見識を持ち、行政需要を的確に捉え、積極的に対応できる職員が育成され、市民サービスの向上が図られるとともに、市民満足度の高い行財政運営を目指しています。

[主な研修として]

- ・ 外部講師を招聘しての研修（人事評価制度、ハラスメント研修など）
- ・ 人権・同和問題研修（講演会、人権講座など）
- ・ 宮崎県市町村職員研修センター（階層別研修、能力開発研修、専門実務研修など）
- ・ 研修施設等派遣（日本経営協会、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所など）

- ・ その他（民間企業派遣研修、メンタルヘルス研修など）

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生 の 現状

地方公共団体は、地方公務員法の規定により、職員の福利厚生 の 計画を樹立し、実施することが義務付けられています。

本市では、職員の福利厚生 の 事業として、年1回の定期健康診断を実施するほか、宮崎県市町村職員共済組合が保健事業として実施する人間ドックの検査費用の一部助成を行っています。

(2) 人間ドック等 の 助成金

種 別	市 の 助 成 金
1泊2日ドック	(検査費用－共済組合助成金) × 1 / 2 の額 但し、限度額を15,000円とする。
日帰りドック	(検査費用－共済組合助成金) × 1 / 2 の額 但し、限度額を5,000円とする。
脳ドック	(検査費用－共済組合助成金) × 1 / 2 の額 但し、限度額を5,000円とする。
大腸ドック	1,000円

(3) 公務災害補償制度の状況（令和2年度）

加 入 団 体	災害認定 件 数	災 害 の 概 要
地方公務員災害補償基金 宮崎県支部	8件	左長母指伸筋腱断裂、後頭部打撲、頸部 症候群、熱中症、左肩打撲、左足打撲傷、 外傷性頸部症候群等

9. 職員の退職管理の状況

本市を退職した職員の再就職に関し、その状況を公表することにより、再就職の透明性及び市民からの信頼の確保を図るため、次のとおり令和元年度に退職した職員の再就職状況を公表します。

区 分	人 数
(1) 令和2年度退職者数	26名
(2) うち再就職した者の数	17名
(3) (2)のうち管理職退職者の数	7名

※管理職退職者の再就職先は別添のとおり。

第2 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものです。

令和2年度は、前年度からの係属案件、新たな措置要求ともにありませんでした。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てがあった場合に、これを審査し、判定を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものです。

令和2年度は、前年度からの係属案件、新たな不服申立てともにありませんでした。

3. 職員からの苦情相談の状況

この制度は地方公務員法第8条第2項の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に応じ、指導、助言等必要な措置を行うものです。

令和2年度は、苦情相談はありませんでした。

日向市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

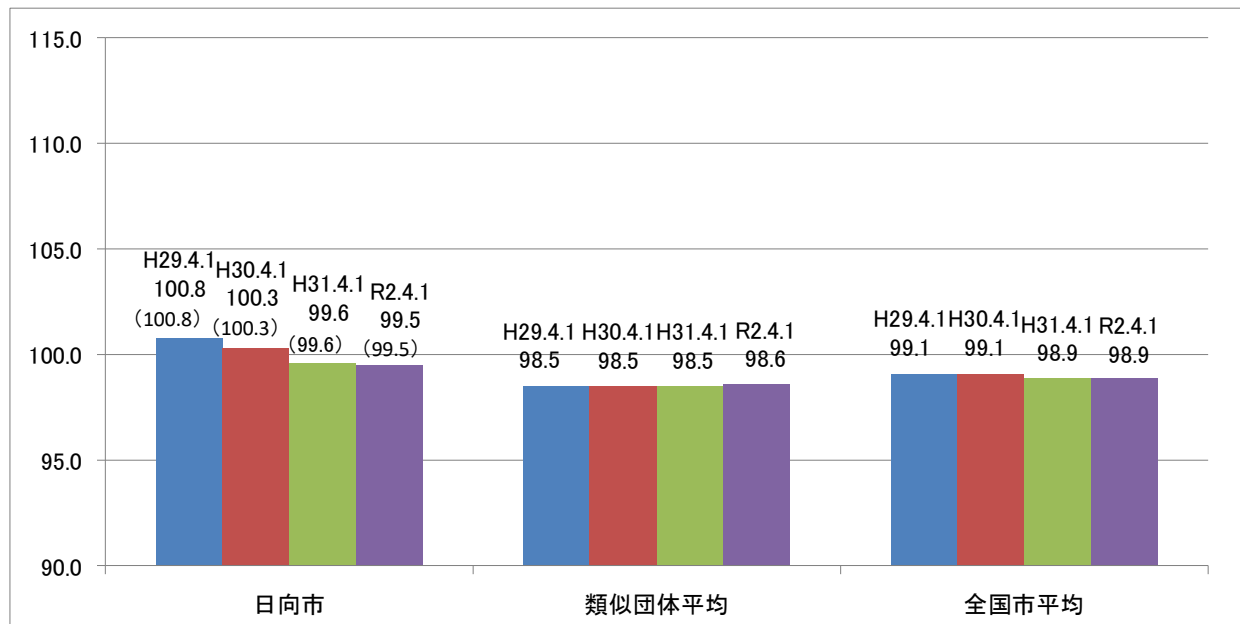
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	61,283	31,700,671	685,483	4,932,524	15.6%	16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	514	2,041,121	380,306	848,579	3,270,006	6,362	5,936

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施時期 平成27年4月1日、国の給料表の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ、若年層については据え置き。高齢層については最大5.5%引下げ、激変緩和のため、令和3年3月31日まで経過措置（現給保障）を実施。）

②地域手当の見直し

[実施]

（支給割合）

支給対象地域	国基準	日向市
医師	16%	16%
東京都特別区内勤務職員	20%	20%

（実施時期）平成27年10月1日より実施。下表のとおり段階的に支給割合を引き上げ。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
医師	0%	0%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
東京都特別区内勤務職員	0%	0%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

○管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
 ○国、県、他の地方公共団体との均衡などを踏まえ、給与の適正化を図るために給料の1%減額を令和4年6月まで実施。（平成30年4月1日実施）
 ○経過措置（現給保障）を令和3年4月1日までに段階的に廃止。（令和2年度は現給保障額を5,000円減額）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	42.2 歳	322,643 円	382,640 円	348,891 円
宮崎県	43.2 歳	316,300 円	387,172 円	342,195 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.8 歳	313,887 円	384,720 円	349,835 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	53.1 歳	58 人	381,434 円	404,368 円	394,322 円
うち 清掃職員	53.5 歳	16 人	387,529 円	411,931 円	401,155 円
うち 学校給食員	—	—	—	—	—
うち 学校技術員	56.3 歳	18 人	392,519 円	407,989 円	400,269 円
宮崎県	—	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円
類似団体	51.7 歳	26 人	305,035 円	334,887 円	320,913 円

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	35.9 歳	275,670 円	326,957 円	293,233 円
宮崎県	—	—	—	—
国	42.8 歳	358,234 円	—	435,038 円
類似団体	36.8 歳	279,694 円	363,663 円	306,702 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	40.4 歳	300,083 円	359,040 円	316,695 円
宮崎県	—	—	—	—
国	47.3 歳	317,928 円	—	355,144 円
類似団体	40.7 歳	301,293 円	361,376 円	320,034 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	35.3 歳	249,915 円	284,520 円	265,103 円
宮崎県	—	—	—	—
国	43.4 歳	333,957 円	—	385,247 円
類似団体	36.7 歳	270,053 円	305,388 円	289,284 円

⑥消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	40.9 歳	321,895 円	389,574 円	349,393 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.7 歳	295,216 円	366,706 円	331,316 円

⑦教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	40.3 歳	285,839 円	306,780 円	293,039 円
宮崎県	45.8 歳	369,800 円	410,126 円	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.1 歳	284,515 円	316,523 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		日 向 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—
福祉職	大 学 卒	188,700 円	—	—
	高 校 卒	—	—	—
消防職	大 学 卒	188,700 円	—	—
	高 校 卒	154,900 円	—	—
教育職(幼稚園)	大 学 卒	182,200 円	204,000 円	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,085 円	350,262 円	378,885 円	395,060 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 該当職員がいない階層は空欄としています。また、該当職員が3人以下の場合も個人情報保護の観点から空欄としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 等級別基準職務表及び等級ごとの職員の数（令和2年4月1日現在）

【行政職給料表】

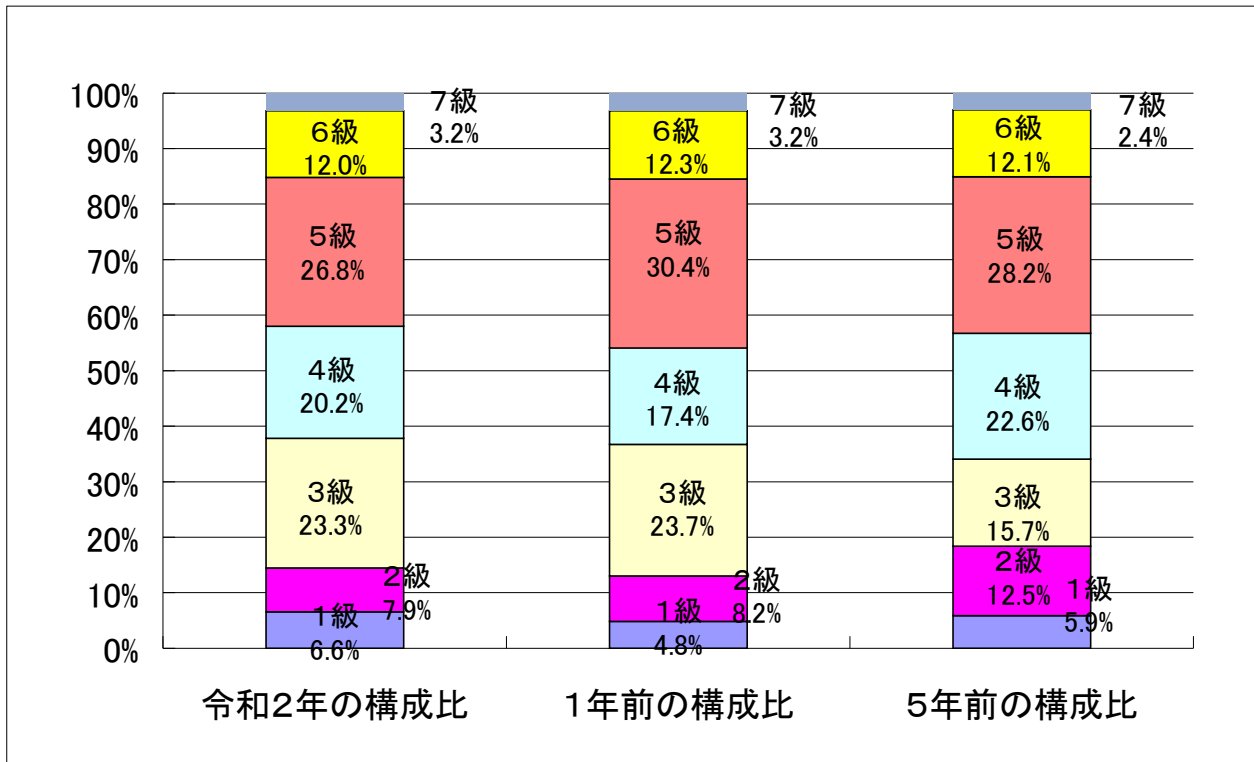
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	21	6.6%	主事	15	120	37.8%	係員級
				技師	6			
				計	21			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	25	7.9%	主事	21	120	37.8%	係員級
				技師	4			
				計	25			
3級	主任主事及び主任技師の職務	74	23.3%	主任主事	64	64	20.2%	係長級
				主任技師	10			
				計	74			
4級	係長及び主査並びに高度な知識及び経験を必要とする業務を行う主任主事及び主任技師の職務	64	20.2%	主任主事	5	64	20.2%	係長級
				主任技師	1			
				主査	45			
				係長	13			
計	64							
5級	課長補佐及び副主幹の職務	85	26.8%	副主幹	45	85	26.8%	課長補佐級
				課長補佐	40			
				計	85			

6級	課長の職務及び主幹の職務	38	12.0%	主幹	4	38	12.0%	課長級
				事務局長	3			
				対策監	1			
				課長	30			
計				38				
7級	部長の職務	10	3.2%	事務局長	1	10	3.2%	次長級
				会計管理者	1			
				部長	8			
				計				
合計		317	100%					

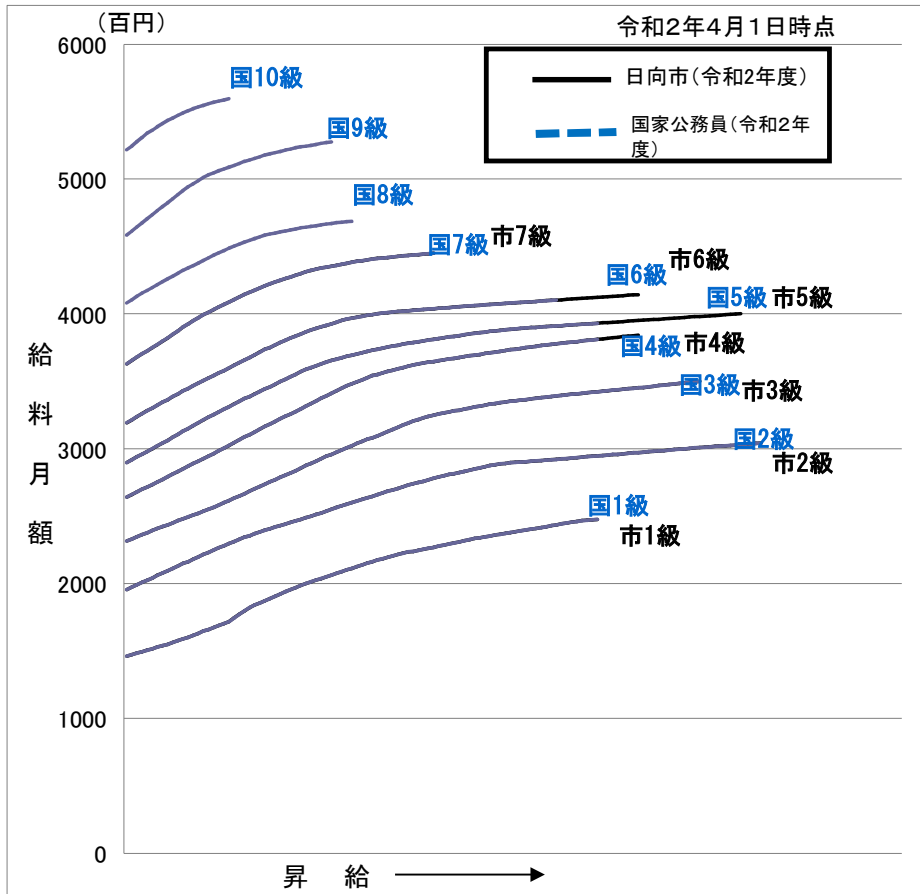
(注) 1 日向市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

○一般行政職における級別の給料月額最低額と最高額(令和2年4月1日現在)

級数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
最低額	146,100円	195,500円	231,500円	264,200円	289,700円	319,200円	362,900円
最高額	247,600円	304,200円	350,000円	384,200円	398,000円	410,200円	444,900円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（日向市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年7月		令和5年7月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日向市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,663 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,660 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 7～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
基準日前6か月間における勤務状況を手当額に反映しています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(日向市)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年6月		令和5年6月	

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

日向市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	
1人あたり平均支給額	14,682 千円				

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)			0 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和元年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数(令和元年度)	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	0人	20%
2級地(医師)	16%	2人	16%
	%	人	%
地域手当補正後のラスパイレース指数			99.5
(ラスパイレース指数)			99.5

(注) 決算は普通会計の決算額。これ以降の決算に対しても同様とする。

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		4,936 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		59,470 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		16.3 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急出動手当	消防職員	救急業務に出勤し、患者を医療機関等へ搬送し、又は現場において応急措置を実施した場合	2,062千円	1回につき200円
夜間特殊勤務手当	消防職員	交代勤務を正規の勤務時間としている者が、午後10時から翌日の午前5時までの間に通信受付勤務等の深夜勤務に従事した場合(上記時間内において、通信受付勤務等2以上の勤務に従事しても1勤務とみなす。)	2,874千円	1勤務につき650円
医師手当	医師	医師が手術、診察等の業務に従事した場合	14,558千円	1月につき給料月額の 院長 100分の180 副院長 100分の150 医師 100分の130
看護師手当	看護師	看護師が看護の業務に従事した場合	430千円	看護師長 1月につき4,000円 看護師 1月につき2,000円
放射線技師手当	放射線技師	放射線技師が放射線を照射する業務に直接従事した場合	135千円	1月につき 15,000円
理学療法士手当	理学療法士	理学療法士が理学療法の業務に従事した場合	180千円	1月につき 15,000円
夜間看護等手当	看護師	交替勤務看護師等が、深夜の全部を含む時間に勤務に従事した場合	1,782千円	1勤務につき 6,800円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち4時間以上を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 3,300円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間以上4時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,900円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	165,613 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	325 千円
支給実績 (30年度決算)	159,630 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	311 千円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 月6,500円 子 月10,000円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子10,000円、父母等6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同		70,403 千円	254,162 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃16,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃-16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		39,797 千円	299,226 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		25,233 千円	76,233 円
管理職手当	部長 75,000円 課長 50,000円 支所長、消防課長等 30,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	35,330 千円	598,814 円

5 特別職等の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	給料	月額		
		額	等	
給料	市長	856,350 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,053,000 円 / 616,000 円	
	副市長	685,080 円	870,000 円 / 596,000 円	
	理事	467,280 円	— / —	
報酬	議長	433,000 円	629,000 円 / 385,000 円	
	副議長	379,000 円	575,000 円 / 330,000 円	
	議員	358,000 円	530,000 円 / 308,000 円	
期末手当	市長 副市長 理事	(令和元年度支給割合) 3.40 月分		
	議長 副議長 議員	(令和元年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当	市長 副市長 理事	(算定方式) 給料月額×50/100×在職期間の月数 給料月額×35/100×在職期間の月数 本給×在職期間×支給率(一般職に準じる)	(1期の手当額) 2,076 万円 1,163 万円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考			

(注) 市長・副市長・理事の給料は1%減額後で記載。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(注) 理事に支給される通勤手当は、一般職に準じる。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

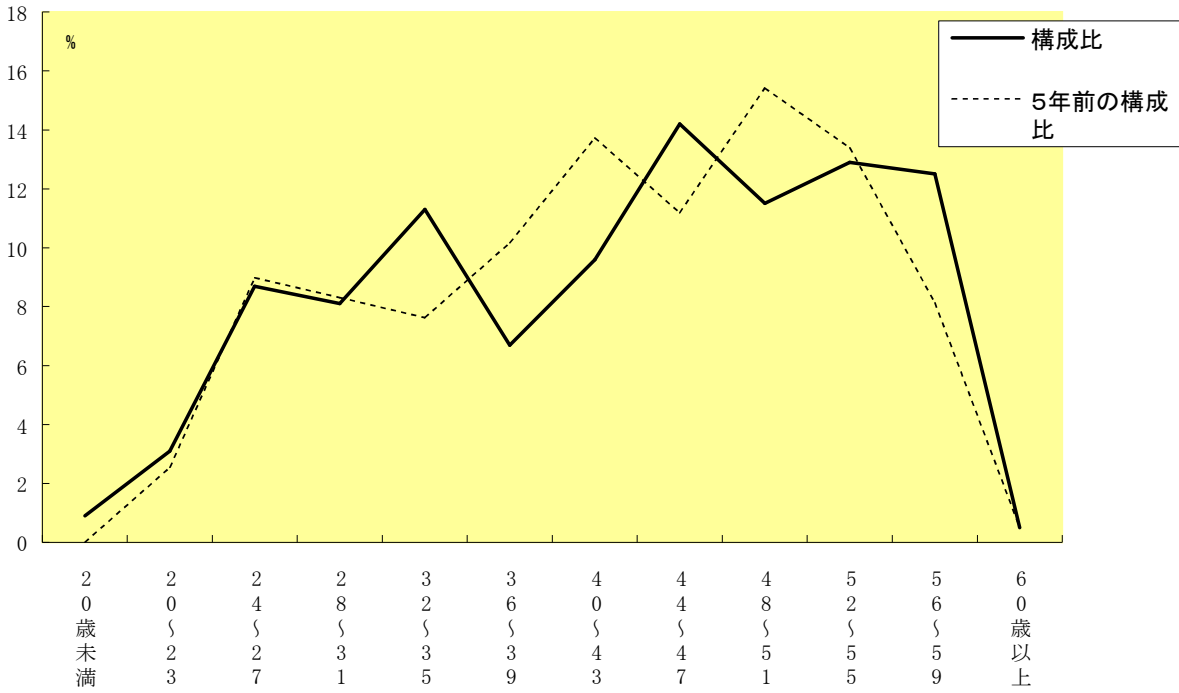
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	議会	6	6	0		
	総務	104	103	-1		
	税務	28	28	0		
	農林水産	37	37	0		
	商工	22	22	0		
	土木	55	55	0		
	民生	71	74	3		
	衛生	47	42	-5		
	計	370	367	-3		<参考> 人口1万人当たり職員数 59.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 56.71 人)
	教育部門	60	60	0		
消防部門	84	83	-1			
小 計	514	510	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.22 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.02 人)		
会計部門等 公営企業	病院	26	21	-5		
	水道	15	15	0		
	下水道	10	10	0		
	その他	26	27	1		
	小 計	77	73	-4		
合 計		591	583	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.13 人	
		[603]	[603]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	18人	51人	47人	66人	39人	56人	83人	67人	75人	73人	3人	583人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	369	372	374	370	370	367	-2 (-0.5%)
教育	60	60	63	62	60	60	0 (0%)
消防	82	82	83	84	84	83	1 (1.2%)
普通会計計	511	514	520	516	514	510	-1 (-0.2%)
公営企業等会計計	79	75	74	80	77	73	-6 (-7.6%)
総合計	590	589	594	596	591	583	-7 (-1.2%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 1,164,056	千円 123,952	千円 99,080	% 8.5	% 9.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人 15	千円 64,632	千円 7,145	千円 27,303	千円 99,080	千円 6,605

(参考)30年度平均 一人当たり給与費
千円 6,815

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (給料+扶養手当+調整手当)	平均月収額
日 向 市	47.7 歳	397,927 円	590,063 円
団 体 平 均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,820 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,522 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	

(注) 令和元年度に退職した職員はいないため、本団体での平均支給額は算出していません。

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	1,577 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	105 千円
支給実績（30年度決算）	3,770 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	236 千円

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 月6,500円 子 月10,000円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子10,000円、父母等6,500円 (16歳~22歳まで5,000円加算)	同		2,244 千円	224,400 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃16,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃-16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		1,848 千円	264,043 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		536 千円	59,562 円
管理職手当	部長 75,000円 課長 50,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	916 千円	916,350 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 1,149,194	千円 163,456	千円 63,855	% 5.6	% 5.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人 10	千円 42,125	千円 3,985	千円 17,745	千円 63,855	千円 6,386

(参考)30年度平均 一人当たり給与費
千円 6,382

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給 (給料+扶養手当+調整手当)	平均月収額
日 向 市	46.1 歳	363,333 円	532,127 円
団 体 平 均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市	団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,775 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,519 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	

(注) 令和元年度に退職した職員はいないため、本団体での平均支給額は算出してない。

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	1,057 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	106 千円
支給実績（30年度決算）	1,078 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	108 千円

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 月6,500円 子 月10,000円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子10,000円、父母等6,500円 (16歳~22歳まで5,000円加算)	同		1,475 千円	210,714 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃12,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃-16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		558 千円	279,000 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		271 千円	38,714 円
管理職手当	課長 50,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	600 千円	600,000 円

再 就 職 先 一 覧

令和2年度に退職した管理職退職者の再就職先は次のとおりです。

氏 名	退職時の役職名	退職年月日	再就職先の名称	再就職先の役職	再就職日
塩月 勝比呂	総合政策部長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
甲斐 伸次郎	市民環境部長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
植野 浩人	会計管理者	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
門脇 功郎	議会事務局長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
清水 昭生	東郷総合支所東郷地域振興課長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
松木 豊子	監査委員事務局長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日
池田 浩二	消防署長	令和3年3月31日	日向市	再任用職員	令和3年4月1日